

# 麻薬管理者講習会

—麻薬取扱者免許の手続について—

東京都保健医療局健康安全部  
薬務課薬事免許担当  
令和8年2月24日

# 本日の内容

- I 最近の変更点
- II 麻薬免許の申請・届出手続
- III よくある質問



# I 最近の変更点



# 欠格条項の追加

**法改正により、  
麻薬施用者・管理者免許申請において  
確認が必要な欠格条項が3つから5つに**  
※令和6年12月12日より施行

## ＜変更前＞

- (1) 法第51条第1項の規定により免許を取り消されたこと
- (2) 罰金以上の刑に処せられたこと。
- (3) 医事又は薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。

## ＜変更後＞

- (1) 法第51条第1項の規定により免許を取り消されたこと
- (2) 罰金以上の刑に処せられたこと。
- (3) 医事又は薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員であったこと。
- (5) (4)に規定する者に事業活動を支配されていること。

# 欠格条項の追加

麻薬施用者免許申請書

当該業務所の施用者数は、この申請を含めて a. 1人 b. 2人以上	
麻薬管理者は a. いる b. いない	
※新たに麻薬診療施設になる場合のみ 地区医師会の加入 a. 有り ( 医師会) b. なし	

麻薬業務所	所在地	〒	東京都	区	郡	市	
	名称	In ( ) 内線 ( )					
従として診療に従事する麻薬診療施設 (上記以外で麻薬を施用する東京都内の病院又は診療所)	(1)	所在地	東京都				
		名称	In ( )				
	(2)	所在地	東京都				
		名称	In ( )				
医師、歯科医師、獣医師免許の番号	医師、歯科医師、獣医師 第 号	医師、歯科医師、獣医師免許の年月日	昭和 平成 令和 年 月 日				
申請者の欠格条項	(1) 法第51条第1項の規定により免許を取り消されたこと。						
	(2) 罰金以上の刑に処せられたこと。						
	(3) 医事又は薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。						
	(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員であったこと。						
	(5) (4)に規定する者に事業活動を支配されていること。						
備考							
上記のとおり、免許を受けたいので申請します。							
令和 年 月 日							
住所 都道府県 及び ふりがな氏名							
東京都知事殿							

該当する事項を「記入」してください。
該当しない場合は「なし」と、該当する場合は裏面「注意事項」4のとおり記載してください。

麻薬管理者免許申請書

当該業務所の施用者数は、 a. 1人 b. 2人以上	
※新たに麻薬診療施設になる場合のみ 地区医師会の加入 a. 有り ( 医師会) b. なし	

麻薬業務所	所在地	〒	東京都	区	郡	市
	名称	In ( ) 内線 ( )				
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師免許の番号	医師、歯科医師、獣医師、薬剤師 第 号	医師、歯科医師、獣医師、薬剤師免許の年月日	昭和 平成 令和 年 月 日			
申請者の欠格条項	(1) 法第51条第1項の規定により免許を取り消されたこと。					
	(2) 罰金以上の刑に処せられたこと。					
	(3) 医事又は薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。					
	(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員であったこと。					
	(5) (4)に規定する者に事業活動を支配されていること。					
備考						
上記のとおり、免許を受けたいので申請します。						
令和 年 月 日						
住所 都道府県 及び ふりがな氏名						
東京都知事殿						

該当する事項を「記入」してください。
該当しない場合は「なし」と、該当する場合は裏面「注意事項」4のとおり記載してください。

# 麻薬廃棄届・麻薬所有届の様式改訂

麻薬所有届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
免許の種類	麻薬業者氏名		
所在地	東京都		
麻薬業務所又は麻薬の所在場所	名称		
	品名	数量	
現に所有する麻薬			
届出事由及びその年月日	取扱不用、その他		
処理の方法	任意届出		
麻薬及び向精神薬取締法第36条第1項の規定により、麻薬及び向精神薬の所有量を届け出ます。			
	年 月 日		
住所	〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕		
届出義務者続柄			
氏名	〔法人にあっては、本務及び代表者の氏名〕		
東京都知事	東京都保健所長 殿		

麻薬廃棄届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
免許の種類	麻薬業者氏名		
所在地	東京都		
麻薬業務所又は麻薬の所在場所	名称		
	品名	数量	
廃棄しようとする麻薬			
廃棄の年月日			
※ 麻薬届簿を持参してください。			
	連絡先電話番号	( )	

**【変更前】 麻薬業務所**

**【変更後】 麻薬業務所又は麻薬の所在場所**

(注) 開設者が国、地方公共団体、大学病院又は医療法人の場合は、当該麻薬診療施設の長の名、氏名によっても差し支えありません。

(注) 開設者が国、地方公共団体、大学病院又は医療法人の場合は、当該麻薬診療施設の長の名、氏名によっても差し支えありません。

# 郵送申請の手数料支払い方法

郵送申請における手数料の納付方法(新規・再交付)が  
オンライン決済に変更になりました。

手数料の納付が  
オンライン決済になりました

新規  
再交付

普通為替

クレジットカード  
または  
PayPay

領収証書は発行できません

新規  
再交付

領収証書

納付完了後の  
自動返信メール等

事前にLoGoフォームで  
手数料の申請が必要です

新規  
再交付

FAX受信後に  
普通為替を送付

[LoGoフォーム]  
①事前申請  
②オンライン決済

「麻薬取扱者免許申請一覧」  
の様式が一部変わります

申請一覧  
チェックシート

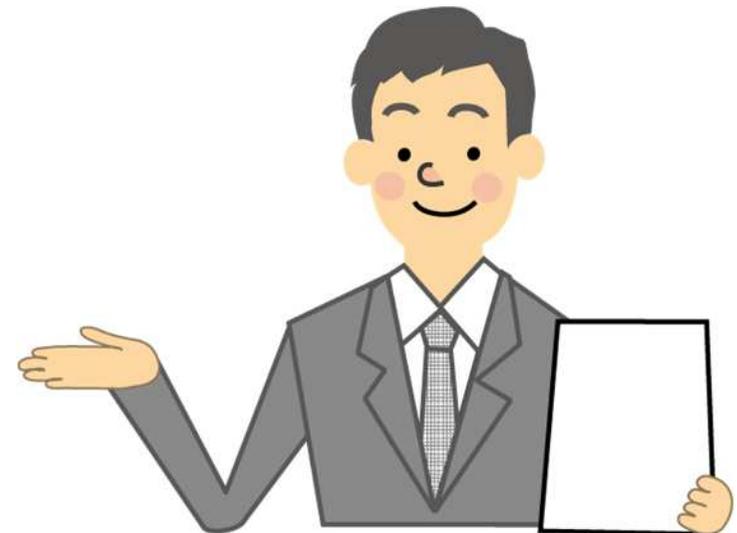
申請一覧のみ  
※様式が変わります

**※年間届の提出に手数料は不要です！**

# 郵送申請の手数料支払い方法

- LoGoフォームでの手数料納付申請と併せて申請書類一式を郵送してください。  
(手数料申請のみ行い、書類の郵送がないケースがありました。)
- 書類審査後、納付額確定通知メールをお送りします。

## Ⅱ 麻薬免許の申請・届出手続



# 麻薬施用者・管理者免許番号

第   -      号

## 地区番号

例) 千代田区 : 1  
文京区 : 5  
八王子市 : 39

## 主な個人の番号

1~40000番  
※申請時期により免許番号が異なります。

有効期間内に、記載事項変更届により記載内容を書き換えても、免許番号・有効期間は変わりません。

※ 有効期間については、次のスライド参照

# 有効期間

- 免許の日からその日の属する年の翌々年の12月31日まで（最長で**3**年間）  
（例：令和8年2月18日付の免許は、令和10年12月31日まで有効）
- 有効期間最終年の夏頃に、継続申請のご案内をお送りしますので、ご案内の通りに手続きをお願いします。

※継続申請をしていない場合、有効期間満了後は麻薬の施用ができません。**無資格施用にご注意ください。**

# 継続申請・年間届・返納届の流れ

8月	<div style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">継続申請・年間届のご案内</div> ※通知文・様式等をお送りします
9月	
10月	<div style="border: 1px solid orange; padding: 2px;">継続申請書類提出</div> ※窓口もしくは郵送
11月	
12月	<div style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">免許証交付（中旬）</div> ※原則郵送
1月	<div style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">返納届提出</div> ※原則郵送

年間届  
提出

年間届：令和〇年麻薬**施用**者の届  
 もしくは  
 令和〇年麻薬**管理**者の届

# 麻薬**管理者**免許の申請

## ■ 管理者免許申請が必要なケース

- ① 今まで麻薬施用者が1人だったが、2人以上に増える
- ② 麻薬管理者を交代する（前任者の退職等）
- ③ **開設者が変わる**（個人⇒法人、個人A⇒個人B 等）

※ 法人の理事長の交代は、開設者変更には該当しません。

- ④ 業務所が移転する

※ 建物名の変更等、産業労働局農林水産部への手続きが診療施設届出事項変更届に該当した場合は、麻薬免許についても記載事項変更届で可（変更後の届出）

いずれのケースも**事前に**申請が必要です！

※ 施用者1名のみ施設については、管理者免許申請は不要です

# 麻薬**施用者**免許の申請

## ■施用者免許申請が必要なケース

**東京都**で麻薬施用者免許を持っていない獣医師が  
都内で麻薬を施用する場合

※他の道府県の免許は都内では無効

※開設者変更・移転等でも取り直しは不要

※**麻薬管理者免許**で麻薬の施用はできません

# 麻薬取扱者免許の申請手続

■ 申請に必要なもの ※ 申請は事前に行ってください。

① 麻薬施用者(管理者)免許申請書

② 診断書（申請書裏面、診断日から1か月以内のもの）

※ 精神機能の障害、麻薬・覚醒剤の中毒についての診断

③ 獣医師免許証(写)

※ 継続申請の場合は不要。

④ 手数料 4,600円（令和8年2月現在）

⑤ レターパックプラス（郵送受取希望の場合）

【新規麻薬業務所のみ】

⑥ 届出済みの診療施設開設届(写)

※ 開設届の1ページ目のコピーを添付

# 申請書記入上の注意点①

免許番号 **こちらは記入不要**

新たに麻薬診療施設として申請する場合は、「**開設届（1枚目の写）**」の提出のほか該当する事項をご記入ください。

当該業務所の施業者数は、この申請を含めて  
 a. 1人 b. 2人以上

麻薬管理者は  
 a. いる b. いない

※新たに麻薬診療施設になる場合のみ  
 地区医師会の加入  
 a. 有り (新宿区 医師会) b. なし

該当する事項をご記入ください。

開設届等の表記のとおり記入してください。

## 麻薬施用者免許申請書

麻薬業務所	所在地	〒 163-8001 西新宿2-8-1 東京都 新宿区 都庁第一本庁舎30階		
	名称	医療法人社団東京会 都庁病院 TEL 03(5321)1111 内線 (34-422)		
従として診療に従事する麻薬診療施設 (上記以外で麻薬を施用する東京都内の病院又は診療所)	(1)	所在地	東京都 新宿区 西新宿 1-1-1	
		名称	東京医院 TEL 03(5320)4503	
	(2)	所在地	東京都	
		名称		
医師、歯科医師、獣医師免許の番号	医師、歯科医師、獣医師 第 123456 号	医師、歯科医師、獣医師免許の年月日	昭和 平成 令和	4年 3月 31日

2か所以上施設で施用する場合に記入してください。書ききれない場合は「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付してください。(別紙の様式は任意です)

# 申請書記入上の注意点②

申請者の欠格条項	(1) 法第51条第1項の規定により免許を取り消されたこと。	なし
	(2) 罰金以上の刑に処せ	なし
	(3) 医事又は薬事に関す	なし
	(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員であったこと。	なし
	(5) (4)に規定する者に事業活動を支配されていること。	なし

「注意事項」4のとおり記載してください。  
しない場合は「なし」と、該当する場合は

備考	1月1日付希望
上記のとおり、免許を受けたいので申 令和 6年 12月 12日	
住所	東京都 千代田区 丸の内1-2-3 Big TowerII 1110 ふりがな とうきょう はなこ 氏名 東京 花子

東京都知事殿

該当がなければ必ず「なし」と記入してください。「該当がある」場合は、事前にご連絡ください。

なし  
なし  
なし  
なし  
なし

← 特段の理由により免許の有効期限開始日の希望がある場合は、備考欄に記入のうえ、お申し出ください。  
※ただし、手数料を都が受領した日（受理日）より遡及することはできません。

申請者の住所・氏名を記入してください。  
※押印は不要です。

※裏面の注意事項を確認の上、御記入ください。診断書の記載もれ等に御注意ください。  
(摩擦熱等で容易に消色できるボールペンでの記入は不可。)

# 診断書記入上の注意点

診断書を訂正する場合は、診断した医師の確認及び訂正が必要です。

診 断 書					
氏 名	東京 花子		性 別	男	女
生 年 月 日	昭和 平成	10 年 5 月 1 日	年 齢	27才	
上記の者について、下記のとおり診断します。					
1	精神機能 精神機能の障害	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかに該当なし <input type="checkbox"/> 専門家による判断が必要			
専門家による判断が必要な場合において診断名及び現に受けている治療の内容並びに現在の状況（できるだけ具体的に） _____ _____					
2	麻薬中毒又は覚醒剤の中毒	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり			
診断年月日	令和 6 年 12 月 12 日				
医 師	病院、診療所又は 介護老人保健施設 等の名称・連絡先	医療法人財団新宿会 東京医院 TEL 03 (5320) 4503			
	所 在 地	東京都新宿区西新宿 2-8-1			
	氏 名	山手 丸男			

診断書の氏名・性別・生年月日・年齢および診断内容に記入漏れがないか、ご確認ください。

診断年月日から起算して1か月以内のもののみ有効です。

# 麻薬免許証記載事項変更届

麻薬免許証の記載内容に変更が生じた場合は、**変更後15日以内**に**免許証(原本)**を添えて届け出てください。

## ■届出が必要な変更事項 (※添付書類)

### ① 主たる麻薬業務所 (施用者のみ)

※ 新規開設の業務所に変更する場合は、開設届(写)

### ② 業務所の名称

※ 診療施設届出事項変更届(写)

### ③ 申請者の住所

定期的を確認してください。

### ④ 申請者の氏名 (婚姻等)

※ 戸籍謄本(抄本)原本又は書換済の医師等免許証(写)

### ⑤ 従施設の追加・変更・廃止 (施用者のみ)

# 記載事項変更届記入上の注意点①

## 施用 麻薬管理者免許証記載事項変更届

太枠内は変更がある箇所のみ記入してください。

免許の有効期間の始期年月日を記入してください。

該当する事項全てを囲んでください。

免許証の番号	第 4 - 5001 号	免許年月日 (有効期限始期)	令和 3年 1月 1日
変更すべき事項	業務所(所在地・名称)・従たる施設(追加・変更・廃止)・住所 氏名		
変更前	麻薬業務所	所在地	〒163-8001 東京都 新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎21階
		名称	医療法人社団東京会 都庁病院
変更前	住所	東京都千代田区丸の内1-2-3 東京ハ	
	氏名		
変更前	従たる施設	所在地	〒163-8001 東京都 新宿区西新宿1-
		名称	東京医院
変更後	麻薬業務所	所在地	〒163-8001 東京都 新宿区西新宿1-1-
		名称	東京医院 TEL 03 (5321) 1111
変更後	住所	東京都千代田区丸の内1-1-1 ガーデンハイム丸の内101	
	氏名		
変更後	従たる施設	所在地	〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-1-1-30階
		名称	丸の内都庁分室クリニック TEL03 (1111) 1111

従たる施設が複数にわたり書き切れない場合は「別紙のとおり」とし、別紙を添付いただいても結構です。

# 記載事項変更届記入上の注意点②

窓口に届け出る年月日を記入してください。

後	送たる施設	名称	丸の内都庁分室クリニック	TEL03 (1111) 1111
変更の事由		勤務先が変わったため。転居したため。		
変更年月日		令和 3年 4月 1日		
上記のとおり、免許証の記載事項に変更を生じたので、免許証を添えて届け出ます。				
令和 3年 4月 10日				
住所 東京 <input type="checkbox"/> 都道府県 千代田区丸の内1-1-1 ガーデンハイム丸の内101				
氏名 東京 太郎				
東京都知事 殿 東京都保健所長 殿				
連絡先 電話番号				03 (5321) 1111

届出者の住所・氏名を記入してください。  
※押印不要

# 麻薬取扱者業務廃止の届出①

廃止の事由に該当した場合は、**廃止後15日以内**に**免許証(原本)を添えて**届け出てください。(事前受付不可)

## ■**管理者**業務を廃止するとき

- ① 退職（業務所の変更等）
- ② 麻薬管理者を交代する（後任者は新規管理者申請）
- ③ 動物病院等で麻薬を取り扱わなくなった
- ④ 動物病院等を閉院した
- ⑤ 開設者が変わった（法人化等）
- ⑥ 移転等で業務所所在地が変わった

⑤⑥は業務所の変更とみなされるため、同じ者が引き続き管理者となる場合でも、**事由発生前に新規管理者免許申請を行った上で、事後に廃止届が必要。**

# 麻薬取扱者業務廃止の届出②

## ■**施用者**の業務を廃止するとき

### ① 退職するとき

- ※ 他道府県の動物病院に転出する場合
- ※ 動物病院等に勤務しなくなった場合

### ② 麻薬を取り扱わなくなったとき

**必ず確認してください**

- 退職後に都内で麻薬の施用予定はありませんか？
- 従施設の登録がある場合、従施設も廃止して構いませんか？

**無免許施用にご注意ください**

# 麻薬取扱者業務廃止の届出③

## < その他注意事項 >

- ※ 都内の別の動物病院等に転勤する場合は、記載事項変更届
- ※ 免許取得者が亡くなったり、獣医師免許を取り消された場合も、業務廃止届が必要
- ※ 有効期間満了と共に麻薬の取扱いをやめる場合でも、業務廃止手続きが必要
  - ⇒ 麻薬免許証裏面の「返納届」は、継続申請を行った方の有効期間が満了した免許証を返納する際の様式です。継続申請を行っていない方は、業務廃止届に免許証(原本)を添付してご提出ください。

# 業務廃止届記入上の注意点

上記のとおり、業務（研究）を廃止したので、免許証を添えて届け出ます。

平成 年 月 日

窓口に届け出る年月日を記入してください。  
※ 変更後15日以内

住 所 東京都文京区◎◎5-5-5

届出義務者続柄

死亡の場合は相続人が続柄を記入し、届け出てください。

氏 名 東京 太郎

東 京 都 知 事 殿  
東京都 保健所長 殿

麻薬免許証に記載されている獣医師の住所・氏名を記入してください。  
※ 動物病院の所在地・名称ではありません。

(注意) 該当事項を○でかこんでください。

業務所電話番

# 各書類の申請・届出者について①

上記のとおり、免許証の記載事項に変更を生じたので、免許証を添えて届け出ます。

平成 年 月 日

住所	東京	Ⓢ	港	市	××	3	丁目	3	Ⓢ	3	号
		県		Ⓢ					番地		
氏名	東京	花子									

東京都知事殿  
東京都保健所長殿

連絡先

※ 申請・届出者とは、住所・氏名の記入を行う方のことです。  
(押印は不要)

(注意) 1 変更前の欄及び変更後の欄には、該当する事項についてのみ記載すること。  
2 該当事項を○で囲んでください。

変更前の麻薬業務所における麻薬施用者は1名・2名以上。  
変更後の麻薬業務所における麻薬施用者は1名・2名以上。

書類の種類によって、申請・届出者が異なります。

# 各書類の申請・届出者について②

	様式	申請・届出者
麻薬免許 に関すること	免許申請書	免許取得者本人（個人）
	記載事項変更届	
	業務廃止届	
	再交付申請書	
	返納届	
麻薬そのもの に関すること	麻薬所有届	開設者（法人又は個人） ※ 麻薬譲渡届は麻薬を 譲り渡す側の開設者
	麻薬廃棄届	
	麻薬譲渡届	
	調剤済麻薬廃棄届	
事故が あったとき	麻薬事故届	麻薬管理者 ※ 1人施用者の施設は施用者

# 各書類の提出方法について

申請・届出は、窓口もしくはは郵送で受け付けていますが、一部の書類は**窓口での提出が必須**です。

## ■窓口での提出が必要な書類

- ① 麻薬所有届（**所有麻薬がある場合**）
- ② 麻薬譲渡届
- ③ 麻薬廃棄届

⇒麻薬帳簿の確認が必要なため

（③は廃棄する麻薬の持参も必要）

# 各書類の提出方法について

郵送申請を行う場合は、HP「[郵送による麻薬取扱者免許事務手続きについて](#)」を必ずご確認ください。

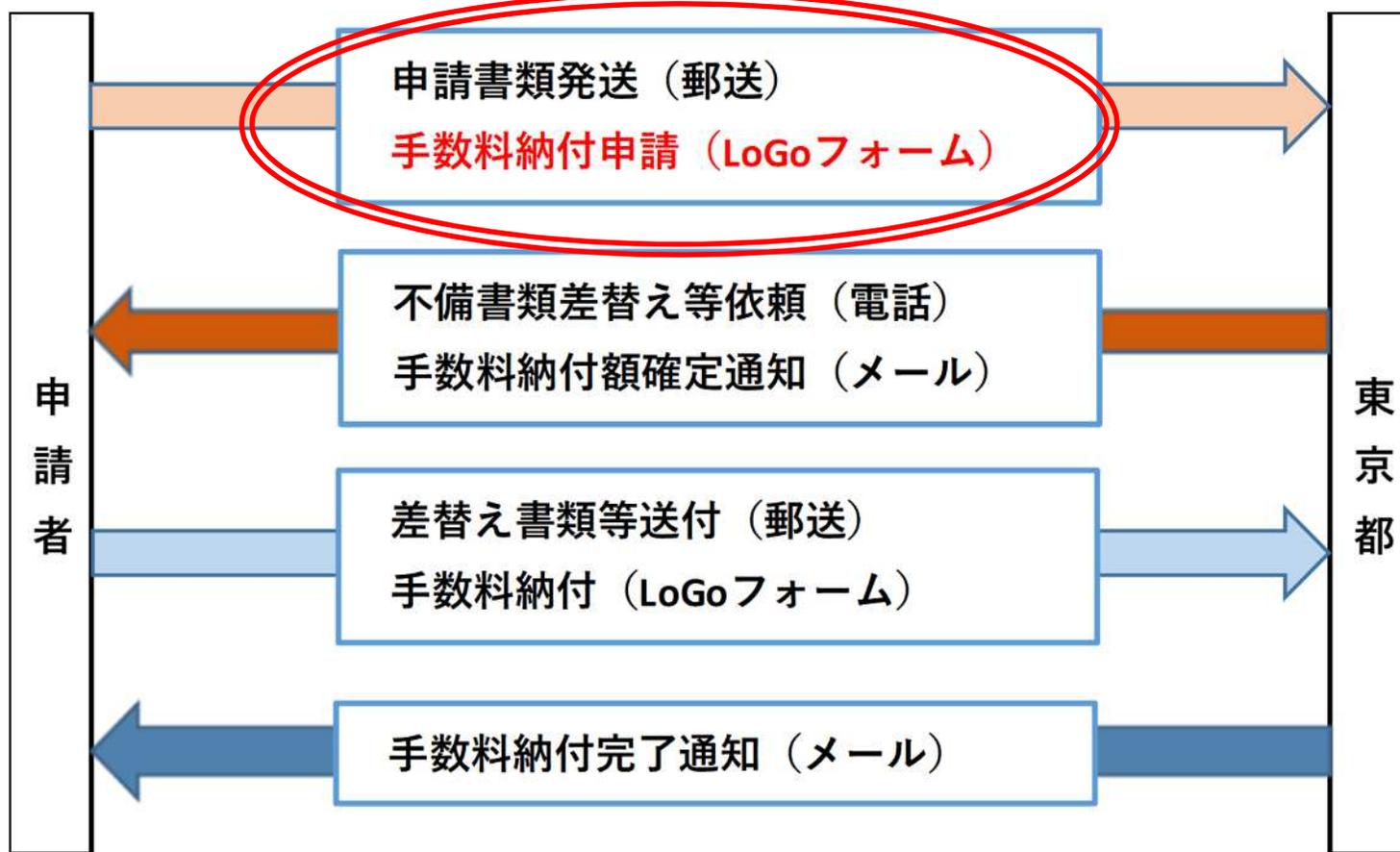
■新規・再交付の郵送申請（手数料が発生する場合）

手数料は原則として「LoGoフォーム」を利用したオンライン決済（クレジットカードまたはPayPay）となり、**領収証書を発行できません。**

※領収証書が必要な場合は、**窓口にて現金決済**をお願いいたします。

# 各書類の提出方法について

## ■新規・再交付の郵送申請（手数料が発生する場合）



**LoGoフォームでの手数料納付申請と併せて  
申請書類一式を郵送してください。（継続申請も同様）**

# 各書類の提出方法について

## ■ 郵送申請の必要書類及び返信用封筒について

- ① 申請書等
- ② 麻薬取扱者免許申請一覧
- ③ 返信用封筒

⇒ 新規申請・再交付申請・記載事項変更届の場合、宛先が記載された返信用封筒（レターパックプラス）を同封してください。

※ 業務所変更で変更前の業務所が手続きする場合のみ、レターパックライトも可

# Ⅲ よくある質問



Q1 私が勤務している病院では、麻薬施用者の免許を取得しているのは、私だけです。

当院は院外処方のため、麻薬の保管はしていません。

このたび、都内の別の病院で既に麻薬施用者免許を取得している医師が非常勤で当院に勤務することになりました。

この場合、麻薬管理者の設置は必要ですか？



## A1 必要です。

麻薬の保管をするか否かにかかわらず、麻薬施用者が2名以上(※)診療に従事する麻薬業務所には、麻薬管理者を設置しなければなりません。

※ 主たる業務所であるか従施設であるかにかかわらず、2人目の施用者が勤務する場合には、管理者免許の申請が必要です。

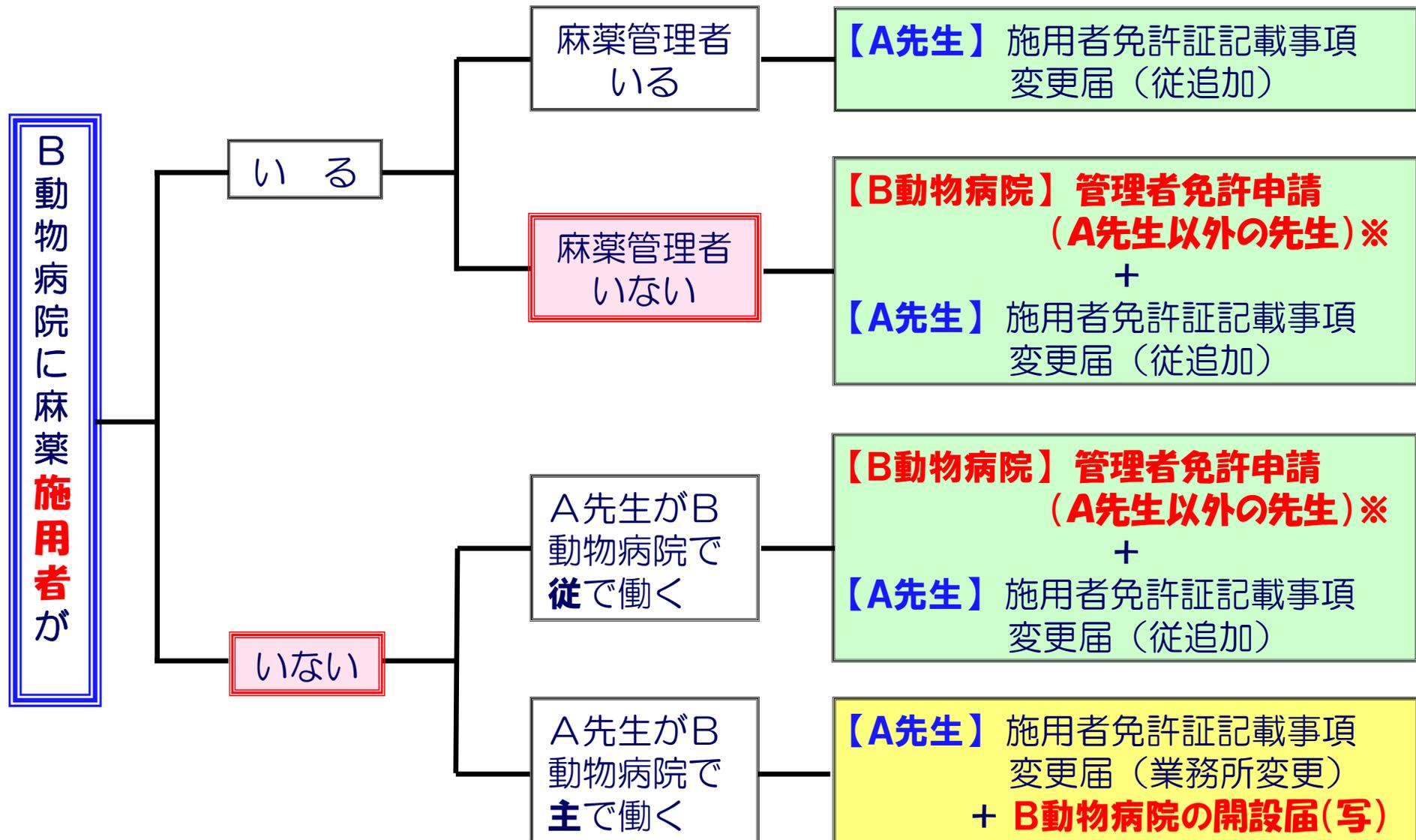
麻薬及び向精神薬取締法 第33条第1項  
(麻薬診療施設及び麻薬研究施設における麻薬の管理)

2人以上の麻薬施用者が診療に従事する麻薬診療施設の開設者は、麻薬管理者1人を置かなければならない。但し、その開設者が麻薬管理者である場合は、この限りではない。

Q2 当動物病院を主たる業務所とするA先生の施用者免許に、従たる施設としてB動物病院を追加するため記載事項変更届を窓口を持参したところ、別途、B動物病院が手続きをしてからA先生の記載事項変更届を提出するように言われました。どのような手続きが必要ですか？

A2 A先生が従たる施設としてB動物病院を追加する場合、B動物病院は麻薬管理者の設置が必要です。  
従施設として追加するB動物病院が管理者免許の申請を行ってから、A先生の施用者免許証記載事項変更届をご提出ください。

## A先生がB動物病院に勤務する場合



※ 従たる施設で勤務する麻薬施用者（A先生）は、従たる施設の麻薬管理者にはなれません。  
※ 「管理者免許申請」は事前申請、「施用者免許証記載事項変更届」は変更後15日以内に届出

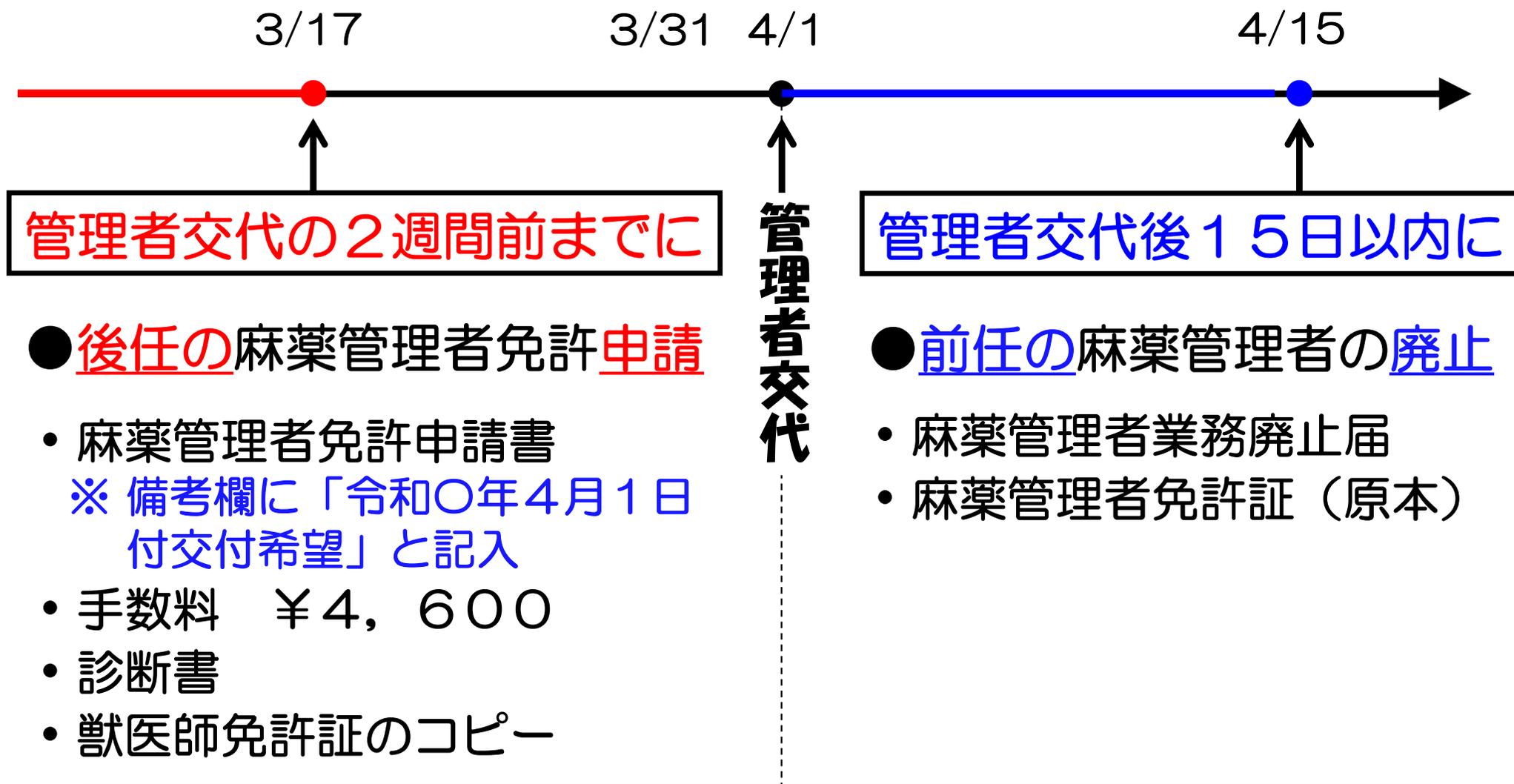
Q3 麻薬管理者が3月31日に退職し、  
4月1日付けで別の者が入職する予定です。  
どのような手続が必要ですか？

A3 後任の者の入職前に  
麻薬管理者免許を申請する必要があります。

前任の方の麻薬管理者免許につ  
いては、廃止後15日以内に、  
業務廃止届をご提出ください。



# 麻薬管理者交代のスケジュール



後任の免許は、必ず交代前に申請してください。

Q4 麻薬免許の有効期間が満了するのにあわせて動物病院として麻薬の取扱いをやめようと思います。どのような手続が必要ですか？

## 「麻薬診療施設でなくなる時」とは？

- ◆ 麻薬施用者が一人もいなくなる場合
- ◆ 動物病院を廃止（閉院）する場合
- ◆ （診療は続けるが）麻薬の取扱いをやめる場合

## A4 麻薬免許に関する手続と、麻薬そのものに関する手続の両方が必要です。

### ■ 麻薬免許に関する手続

- ◇ 麻薬管理者：業務廃止届
- ◇ 麻薬施用者：業務廃止届 又は 記載事項変更届

### ■ 麻薬そのものに関する手続

	在庫あり	在庫なし
麻薬所有届	必要 ※ <u>廃止後15日以内</u> に届出。 麻薬帳簿を持参（在庫「なし」の場合は年間届(写)でも可）	必要
麻薬廃棄届	廃棄する場合に必要（ <u>廃止後50日以内</u> ） ※ 麻薬の現物と麻薬帳簿を持参	
麻薬譲渡届	譲渡する場合に必要（ <u>廃止後50日以内</u> ） ※ <u>譲渡後15日以内</u> に届出。麻薬帳簿を持参	

Q5 4月1日に法人化することになりました。

現在、当院には麻薬施用者が複数いるため管理者を設置しています。

また、麻薬も保管しており、在庫は引き続き使用する予定です。

どのような手続が必要ですか？



## A5 管理者免許の申請は事前に、その他の手続は法人化後に行ってください。

### ■ 法人化する前

#### ① 麻薬管理者免許申請書 + 添付書類等

- ※ 産業労働局に提出予定の開設届(写)を添付してください。  
受領印付きの開設届の写しと引換えに免許を交付します。

管理者免許は  
新たに取り直し

### ■ 法人化した後

#### ① 麻薬管理者業務廃止届 + 麻薬管理者免許証(原本)

#### ② 麻薬所有届

#### ③ 麻薬譲渡届

#### ④ 麻薬帳簿

※ 免許取得者個人の届出

※ 法人化前の開設者の届出

- ※ 法人化前の麻薬在庫の状況を確認するため

#### ⑤ 麻薬施用者免許証記載事項変更届 + 免許証(原本)

- ※ 業務所名称等に変更が生じた場合のみ必要

施用者免許は変更届  
(取り直し不要)

※施用者1名のみ業務所の場合、全て法人化後の手続きとなります。

Q6 申請者の欠格条項が「あり」の場合、  
免許の申請はできますか？

A6 欠格条項「あり」の場合には、次の事項を  
把握した上で、申請前に薬事免許担当にご相談  
ください。

- どの欠格条項に該当するのか
- 事由の年月日はいつか

# 相対的欠格条項の考え方

相対的欠格条項 = 免許を与えないことができる

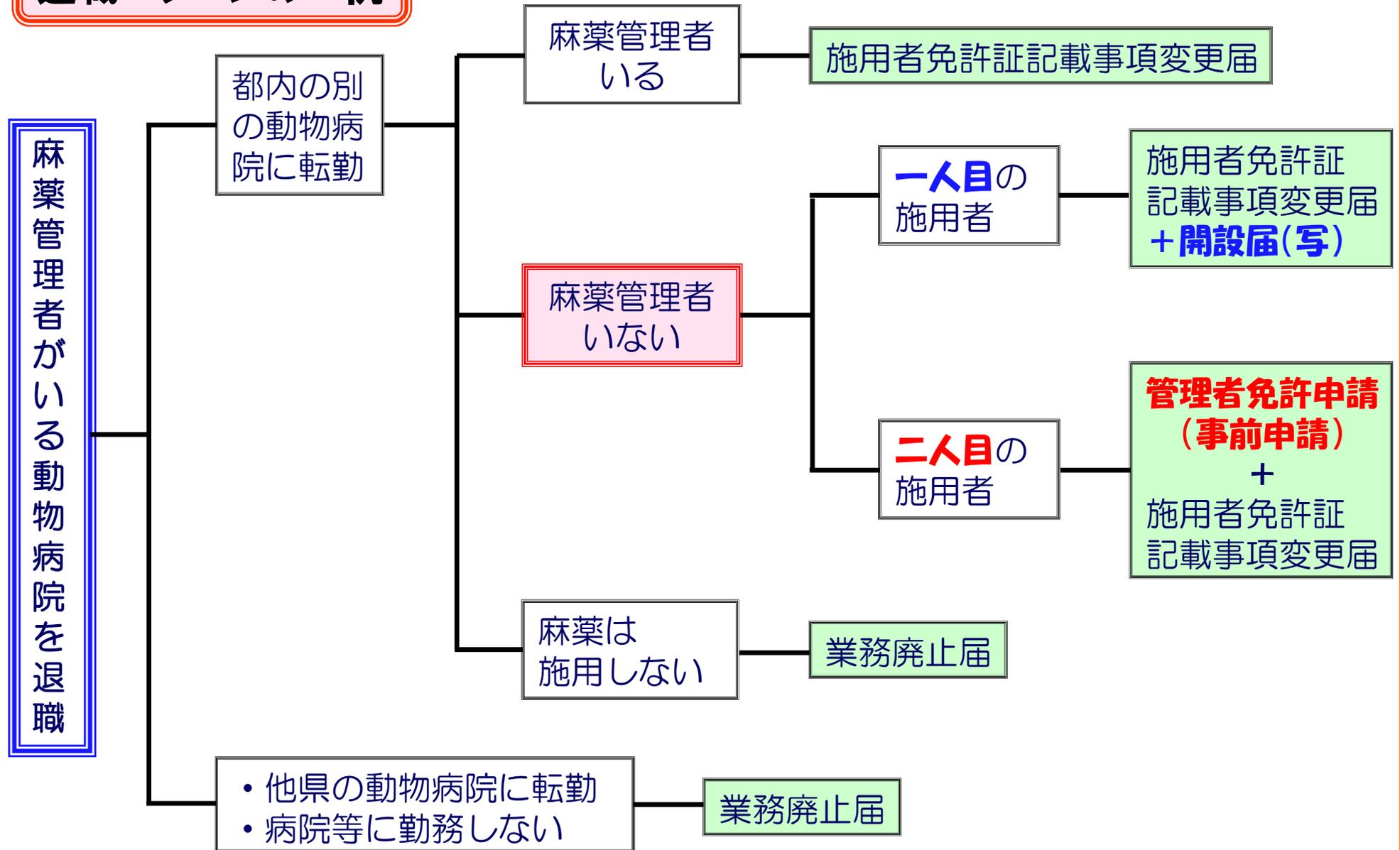
- 直ちに免許を交付しないということではない。
- 欠格条項に該当する事実の具体的な内容により判断
- 悪質性が高い場合、免許を交付できない。

Q7 都内の別の動物病院で麻薬を施用していた獣医師が退職し、当院で麻薬を施用することとなりました。

どのような手続きが必要ですか？

A7 退職の手続きには様々なパターンがあります。次のスライドを御確認ください。

## 退職パターンの一例



※「施用者免許証記載事項変更届」と「業務廃止届」は、変更後/廃止後15日以内に届出

# 麻薬施用者の退職時の注意事項

- ※ 獣医師個人に免許証を渡して手続きを依頼した場合
  - ⇒ そのまま何の手続きもせず、継続申請時に  
 手続不備が発覚することが多い
  - ⇒ 麻薬免許証の記載内容と実態とが合わない状態
  - ⇒ 法違反につながる

いずれの場合も、獣医師個人や他の動物病院との連絡調整をお願いします。

## ■ 「麻薬等取扱者のページ」

都内で麻薬等を業務上取り扱う方向けのページです。  
東京都からのお知らせ、各種手引き等を掲載しています。

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/anzen/iyaku/sonota/toriatsukai>

## ■ 「申請様式ダウンロードサービス」

麻薬取扱者免許関係の様式を掲載しています。

[https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/anzen/iyaku/sonota/youshiki\\_down](https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/anzen/iyaku/sonota/youshiki_down)



＜お問い合わせ先＞

東京都保健医療局 健康安全部 薬務課 薬事免許担当  
TEL: 03-5320-4503 (直通)